



歯を大切に!(伊方保育所)

正しいブラッシングで、虫歯予防

よいこの歯みがき教室

2月13日(木)と14日(金)の2日間、伊方保育所で「よいこの歯みがき教室」が行われました。

これは、子どもの健康づくりの一環として、幼児期に正しいブラッシング方法を身につけ、これを習慣化してゆくため、6歳臼歯萌出期(奥歯が生えてくる時期)にあたる子どもを対象に重点的に指導を行うものです。

大浜保育所を皮切りに、歯科衛生士と町保健センターの保健婦が各保育所を巡回指導しました。

虫歯を予防しよう

日本人の虫歯人口は、永久歯の場合10歳で90%、15歳になるとほぼ100%に達するといわれています。しかし、歯の表面のエナメル質は、からだの中でも最も硬い部分で、その硬度は水晶と同じ程度。このような硬いエナメル質にどうして穴があいてしまうの

指導内容は、お話(「虫歯予防」6歳臼歯を守ろう)、染め出し及び歯垢スケッチ、ブラッシングの仕方などで、大浜保育所と加周保育所では父兄同伴で行われました。

早期発見・早期治療が虫歯克服のカギ

ふつう虫歯の存在に気づくのは、水がしみたり、軽い痛みがあったりしたときです。しかし、こうした自覚症状がみられた場合は、すでに虫歯はかなり進行してしまっています。初期の虫歯は、歯の表面が白っぽくなったり、色のついた筋がでるだけで、なかなか見分けがつかず、なかなか2回は歯科検診を受けて、早期発見、そして早期治療を心がけましょう。

『保険証』の更新手続きを

＝国民健康保険＝

現在、皆さんが使用されている国民健康保険証は、3月31日まで使用できなくなります。更新手続きには、現在使用されている被保険者証(黄色またはオレンジ色)と印鑑をご持参のうえ、新しい保険者証と交換してください。

また、老人保険証の更新も併せて行いますので、更新時期のきている方は、医療受給者証と印鑑をご持参ください。

国保と保険税

私たちは、いつ、病気やケガなどに遭うかわかりません。国民健康保険制度は、そういう場合に皆さんの負担を少しでも軽くするために設けられている大切な制度です。皆さんに納めていただいている保険料は、国保が健全な財政運営を続けていくための重要な財源になっています。必ず納期限までに納めましょう。

保険税を滞納すると

保険税を納期限までに納めない世帯には、被保険者

町民憲章

私たちは、伊方町民であることに誇りをもち、生きがいと魅力ある町づくりをめざすためこの憲章を定めます。
「健康で働くことに喜びをもち、豊かな暮らしをつくります。
「ふれあいを大切にし、明るく楽しいまちをつくります。
「自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくります。
「ままりを守り、安全で平和なまちをつくります。
「教養を高め、文化の香り高いまちをつくります。

納税済世帯には

保険税をきちんと納めている世帯には、「被保険者証」を交付します。ただし、年度途中から保険税を滞納すると、交付している被保険者証を返還していた

平成9年度国民健康保険被保険者証更新日程(及び交通災害共済加入者受付)

地区名	更新月日	時間	場所	地区名	更新月日	時間	地区名
大浜	3月27日	9:00~10:30	大浜集会所	奥	3月27・28日	9:00~16:00	町見支所
中之浜	◇	10:50~11:50	中之浜◇	向			
仁田之浜	◇	13:30~14:30	仁田之浜◇	畑			
河内	◇	15:00~16:00	河内◇	須賀	3月28日	9:00~10:00	二見集会所
湊浦1	3月27・28日	9:00~16:00	役場住民課(総務課)	久保			
湊浦2	◇	◇	◇	西			
伊方越	3月27日	9:00~10:00	伊方越集会所	二見	3月27・28日	9:00~16:00	二見出張所
亀浦	◇	10:30~11:30	亀浦◇	加周			
中浦	3月28日	9:00~10:00	中浦◇	田之浦			
川永田1	◇	10:10~11:30	川永田1◇	古屋敷	3月27日	13:00~14:00	大成集会所
川永田2	◇	13:30~14:30	新川会館	大			
豊之浦	◇	13:30~16:30	豊之浦集会所	鳥津			

※交通災害共済は、役場総務課で常時(休日を除く)受付を行います。

「学遠」の交付申請は

現在、高校や大学などに在学中で、「学生被保険者証」が交付されている皆さんのうち、4月1日以降も引き続き学生被保険者証を使用される方は、更新手続きが必要です。また、4月から新たに高校

「学遠」の交付申請は、現在、高校や大学などに在学中で、「学生被保険者証」が交付されている皆さんのうち、4月1日以降も引き続き学生被保険者証を使用される方は、更新手続きが必要です。また、4月から新たに高校

一主催一
愛媛県
伊方町
保内町・瀬戸町
各防災会議

平成8年度 愛媛県原子力防災訓練



海上ルートによる住民地区外避難



非常災害通報(第一報)を町長へ報告



緊急会議



亀浦地区避難訓練

亀浦集会所



災害広報訓練

防災行政無線で住民広報



各戸をまわり、避難の呼びかけ(亀浦分団)



消防団

(第5分団)



海上保安部巡視船で八幡浜港へ

1月30日(木) 平成8年度愛媛県原子力防災訓練が実施されました。この訓練は、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、住民の皆さんに原子力防災に対する理解の促進を目的としています。訓練想定及び訓練項目は次のとおりで、住民避難誘導訓練には約150名の参加がありました。また、亀浦地区では併せて自主的な訓練も行われ、住民が集会所へ避難しました。

○訓練想定

- 風速 2m/秒
- 風向 西南西

○訓練項目

- ・緊急時通信連絡訓練
- ・緊急時環境モニタリング訓練
- ・災害広報訓練
- ・災害対策本部設置訓練
- ・緊急時医療活動訓練
- ・自衛隊災害派遣運用訓練
- ・住民避難誘導訓練



体育館へ避難

住民避難誘導訓練



自衛隊と協力して炊き出し



中央公民館へ各地区から避難



放射能チェック



医師による診察



有寿来保育所児童

有寿来小学校児童



ライオンハウスセンターへ避難



健康状態を問診(救護所、八幡浜消防本部)

ねんきんコーナー

国民年金の 保険料が変わります

月額 12,800円に

■保険料の前納制度
国民年金の保険料は前納することができ、前納期間に応じた保険料が割り引きされるばかりでなく、何か忙しい方には、手間が省けて納め忘れが解消できます。

■保険料の口座振替
国民年金の保険料は、あなたの指定された金融機関から毎月自動的に払い込まれますので、納め忘れもなくなり便利です。

■納付組織の利用
自治会、婦人会、納税組合など地域の納付組織に加入すると納め忘れがありません。くわしくは、役場住民課の国民年金係へ問い合わせください。

■保険料の改定
国民年金の保険料は、4月から1万2800円(月額)になります。

ご利用ください 年金教育資金貸付制度

子どもが高校、大学等に入学または在学する場合、入学金・授業料等の教育

一問い合わせ及び申込み先一

社団法人 愛媛県年金福祉協会
松山市南堀端町5-7 東京生命館

☎089-941-7667

厚生年金 保険または国民年金の被保険者であって、厚生年金保険(船員保険を含む)の加入期間または国民年金の保険料を納めた期間が合計して10年以上ある方の子どもが

資金や国民年金の保険料の支払いとして借りることができます。くわしいことは、(社)愛媛県国民年金福祉協会へ問い合わせください。

「福祉特別給付金」の手続きは3月25日まで

4月から、消費税率の引き上げや地方消費税の導入がなされます。これに伴い、65歳以上の低所得の方や寝たきりのお年寄りの方々から特別給付金が支給されます。

臨時福祉特別給付金(福祉給付金・介護福祉金・特別給付金)の支給を受けようとする方は、申請書に必要事項を記入の上、3月25日(火)までに役場保健福祉課へ提出してください。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に相談してください。

「福祉特別給付金」(介護福祉金)並びに「特別給付金」のいずれに該当する場合でも申請書は一枚だけで結構です。介護福祉金と特別給付金は町民税の課税状況を確認する必要があります。申請される方は、税務関係当局への照会については課税証明書の添付をお願いします。

臨時福祉特別給付金の支給対象者は次のとおりです。なお、臨時福祉特別給付金(福祉給付金・介護福祉金・特別給付金)の支給を受けようとする方は、申請書に必要事項を記入の上、3月25日(火)までに役場保健福祉課へ提出してください。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に相談してください。

●福祉特別給付金の支給対象者
●平成9年2月1日(基準日)において、本年2月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる方
●老齢福祉年金
●障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
●遺族基礎年金のうち旧母子、準母子福祉年金に相当するもの

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

お、くわしいことについては、保健福祉課へ問い合わせください。
○福祉特別給付金の支給対象者
平成9年2月1日(基準日)において、本年2月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる方
●老齢福祉年金
●障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
●遺族基礎年金のうち旧母子、準母子福祉年金に相当するもの

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

町主任児童委員 森さん 再任

各地区の児童福祉推進のリーダー役を担う「主任児童委員」に、森美奈子さん(河内)と小林榮喜さん(加周)の2人が再任されました。

同委員は、民生児童委員法に基づいて平成9年1月1日付けで委嘱されたもので、任期は3年間です。

主に役場や学校、福祉事務所などの児童福祉関係機関と、各地区の民生委員さんとの間のパイプ役として、連絡調整などの業務を行っていただいています。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

●同一の方が福祉特別給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。
○特別給付金の支給対象者
基準日において65歳以上の町民税が非課税の方
※福祉特別給付金の取扱と同様に生活保護等を受けている方には支給されません。
※同一の方が福祉特別給付金の支給要件に該当する場合でも、重複して給付を受けることはできません。

●児童扶養手当
●特別児童扶養手当
●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●福祉手当(経過措置分)
●原爆被害者諸手当
●介護福祉金の支給対象者
○介護福祉金の支給対象者
基準日において、生活保護を受けている方が、平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方で、次のいずれかに該当する方
●基準日において、6ヶ月以上継続して寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方
●本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる方

第2回中学生海外派遣団ホームステイ体験記(終)

ホームステイの思い出

伊方中学校3年 由井 喜美子

私のホストファミリーは、父のクラレンス、母のレベッカ、17歳のステイシーと15歳のチェリーサの、4人家族です。

初めの日、すごく緊張して、その上、相手の話す英語がとても速くて、私が困っていると、お母さんが「Are you hungry?」とゆっくり話しかけてくれたことで、すごく緊張がとけた気がしました。

2日目には、ステイシーの運転する車でチェリーサと私の3人で、市内をドライブしながら買い物に行きました。

私の家からいちばん近かったのは、畑中さんの家で、プールと一緒に連れて行ってもらいました。そして、最後の夜は、私のホストファミリーと一緒に、ボーリングにも行きました。

ホームステイしてすぐに、「RIVER CITY DAYS」というお祭りがあって、そのお祭りには、私と畑中さんと、チェリーサとその友達ジュリーの4人で行きました。夜には、花火などもあり、すごく楽しいお祭りでした。

最後の日に、パーティーがあって、frisbeeや、ポストカードなどをもらい、みんなで記念写真を撮りました。

こうして思い返してみると、ホームステイの9日間はあっという間だったような気がします。こんなに楽しい日々を送ることが出来たのは、ホストファミリーが、私にすごく親切にしてくれたおかげだと思います。

今回のホームステイで、見たたり聞いたりしたことを、今後の自分の生活に生かせるようにして、一生の思い出にしたいです。



最高の思い出

伊方中学校3年 吉川 綾

私のホストファミリーは、父のMark、母のMary、11歳のEmma、8歳のJack、6歳のSam、4歳のHeryの6人家族です。とてもやさしい家族です。

最初に会ったとき、「WELCOME AYA」と書いたものと、花束を持って迎えてもらい、とてもうれしかったです。父のMarkは日本語が少ししゃべれるので、日本語で話しかけてきたときには、びっくりしました。でも、やっぱりほとんど英語で話してくるので、初めは、すごく緊張して、あまり聞きとることができませんでした。2日目には、辞書を持ちながらゆっくり話してもらい、とてもうれしかったです。それからは、自分のしたいことや、自分の気持ちを少しずつ話せるようになりました。

また、4人の姉弟は、いつも「バスケットをしよう。」とか「トランポリンしよう。」などと言って、いつも一緒に遊びました。Emmaがバスケットのチームを組んでいて、3on3のトーナメントに出て、Emmaの友達と一緒にプレイしたことが、とても楽しかったです。私は、みんなが「AYA」と言って話しかけてくれるのが、とてもうれしかったです。父のMarkは、とても日本に興味を持っていて、家には、日本の物がたくさんありました。箸や湯のみや本などがありました。だから、おみやげにふろしきとうちわをあげると、とても喜んでくれました。また、伊方まつりのTシャツもあげて、パレードのときに、父と母が着てくれたことが、とても印象的でした。

そして、別れのときがきて、泣きながら私を抱きしめてくれました。そのときは、もうここにいられないのかと思い、とてもつらかったです。だけど、私は、この夏に最高の思い出をつくれたことに、とても満足しています。また、いつかレッドウイングに行き、ホストファミリーに会いたいです。



歳時記

春雷

下町は雨になりけり春の雷

正岡子規

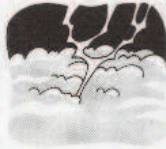
春雷、春の雷は春の季語です。春に雷が鳴ることは少なく、すぐに鳴りやむので気づかないこともあります。それだけに、より風情があるとして句が作られるようです。

雷は春、夏、冬と三つの季語になっています。夏の雷は特に北関東、鈴鹿山脈周辺、九州の日田盆地などに多く、三日に一度は夕立とともに雷が鳴るといふ地方もあるようです。

冬の雷は、雪起こしとか、ぶり起こしといわれ、北陸など日本海側の豪雪地帯で雪の季節の前ぶれとして、激しく鳴ります。ぶり起こしと呼ぶのは、このころから寒ぶりが掛れ始めるので、豊漁の前兆として喜ばれています。

ところで、雷におへそを取られるとよくいいますが、春雷や雪起こしの雷もそのような例えに用いられるのでしょうか。夏の雷雨により気温が下がり、子どもの薄着を戒めた話だとしたら、おへそを取るといわれているのは夏の雷だけかもしれませんね。

3月1日から7日までは、「全国山火事予防運動」の期間です。「春の全国火災予防運動」が併せて行われます。春先は空気が乾燥し、枯れ草や落ち葉が乾きやすい季節です。もしそうした物に火がついて山火事が起き、さらに強風が吹いていたら大きな被害につながります。春になるとアウトドアレジャーや山菜採りなどで山に入る人が増えます。山歩きのマナーに気をつけましょう。



アイランドゆづらん



資源を大切に

梶原さん(川永田)が地方協議会長表彰
省資源・省エネルギー推進大会
コミュニティ活動推進大会



2月4日(火)、省資源・省エネルギー推進大会及びコミュニティ活動推進大会が八幡浜市で開催されました。この大会は、資源を大切にすべく運動と地域のコミュニティづくりの輪を一層広げることが目的に開かれたもので、表彰式・実践発表・講演などが行われました。

表彰式では、本町から梶原松義さん(川永田)が、八幡浜地方協議会長表彰を受賞しました。梶原さんは、平成元年7月から、ゴミステーションに排出された廃棄物を収集・処理しやすくするため仕分け作業を行い、その周辺の清掃活動を実施されてきました。また、地区総会等には、地域住民へ廃棄物の減量化、リサイクルの推進を啓発し、その活動は他の模範となつています。

4月1日から消費税が変わります

「働き盛り世代」の所得課税の負担軽減と世代間の公平を目指した「税制改革」が行われています。所得税・個人住民税の減税が平成7年から

先行実施されることも、消費税が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。この改正は、平成9年4月1日から適用されます。主な改正点と地方消費税の概要は次のとおりです。

- ①消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります。
②山小事業者に対する特例措置が改正されます。
③仕入税額控除の適用要件が改正されます。
④税率に関する経過措置が設けられています。
⑤旅客運賃、電気料金、ガス料金、観劇等の入場料などのうち、一定の要件を満たすものについては経過措置が設けられ、現行税率(3%)が適用されます。

交通事故相談所

平成8年の県内交通事故の状況は、発生件数が過去最高の1万5577件、けがをされた方も過去2番目に多い1万2682人と、残念な結果になっています。

県では各種交通安全対策を進める一方で、交通事故被害者救済対策の1つとして、交通事故相談所を設置しています。

○定期相談 (毎月25日、10時~15時)

●八幡浜地方局(2階) TEL(0894)224111

(内線415)

町内の交通事故

(2月1日現在)
発生件数.....0件
負傷者数.....0人

町では、平成9年度の交通安全共済の加入受付を役場総務課または町見支所で行います。また、3月下旬には、各地区の集会所等へ職員が出向き、手続きを行います。年間わずか600円(中学生以下は250円)で、最高100万円の見舞金が支給されます。

役場総務課 伊方・町見駐在所

人の動き

平成9年2月1日現在
世帯数 2,574世帯 (+0世帯)
人口 7,404人 (男 3,634人 (+2人))
(女 3,770人 (+4人))

えんむすび

平成9年1月1日
3月31日
氏名 本籍地

おくやみ

平成9年1月1日
3月31日
死者 年齢 住所

ホームヘルパー募集

【受付期間】平成9年3月3日(月)から3月14日(金)までの勤務時間中に受け付けます。郵送の場合は、3月14日(金)までの消印のあるもの限り、受け付けます。

【採用予定人員】1名
【受験資格】昭和26年3月31日から昭和51年4月1日までに生まれた者で、伊方町に居住している者
●普通自動車免許を取得している者
【採用の条件】ホームヘルパー資格取得者を優先します。

【採用試験の方法】面接試験 (試験日は後日、文書で通知します。)
【申込用紙の請求】社会福祉協議会(役場庁舎別館)で交付いたします。

【問い合わせ先】社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会 TEL(0894)38123660

よりよい社会を願って

- 明るいあいさつをしよう
- 時間を守ろう
- 町を美しくしよう

— ふれあい —

いかた

教育だより

(発行)

伊方町教育委員会

(編集)

生涯学習課

(印刷)

(株) 豊豫社



平成9年伊方町成人講座 (61年齢)



平成9年伊方町成人講座 (33・42年齢)

伊方町成人講座開催 合同厄払いで 厄落とし

厄年といわれる42・33年齢の成人、並びに還暦(61年齢)の実年者を対象に2月8日(土)中央公民館において、平成9年成人講座が開催されました。今年(今年)の該当者は、33歳34名、42歳46名、61歳118名計198名、この中から77名の出席があり、久しぶりの同級生の再会に話しもはずみしました。

当日は受付のあと、健康診断が行われ、人生の節目の健康管理の指導を受けた。

つづいて合同厄払い、講演と行われました。講演では愛媛大学名誉教授の渡辺孟先生を招いて、「厄年の健康管理」と題して、先生が果樹園芸に連載された記事を一冊の本にまとめたものを元に話され、厄年を迎えた年に、今までの人生を振り返り、これからの人生設計を立て、目標を持って生きていく事が

健康管理にも大切だと話され、参加者も、渡された本を見ながら熱心に聞いていました。

ここで、今年の対象者の方の生まれた年はいったいどんな出来事があったのでしょうか。伊方町誌を見てみると、33歳の生まれたこの年はちょうど町制10周年記念行事が行われ、国内ではいざなぎ景気が始まった年でした。

42歳が生まれた昭和31年度は、伊方町にテレビが初めて有寿来小に入った年であり、国内では国連への加盟が承認された年とある。この年の町内の人口は一万三千二百六十五人。

61歳が生まれたのは昭和12年度。この年初めて八幡浜一三機関に郵便自動車走り出した。全国では速達郵便制が実施された。



大していた。又日本史の中では、盧溝橋事件が起こり、日中戦争が始まった年でもある。改めて歴史を振り返ってみると、いろいろな事があったのだなと痛感させられます。その上で今の私たちの生活が成り立っています。これからは健康に気をつけ豊かな生活を楽しみたいものです。

春には満開 チューリップ

伊方小学校では、年中学級園に花を咲かせようと、グリーンクラブや栽培委員会で頑張っています。今回その輪を校内だけでなく町内にも広げようと家庭教育学級をメインとして、一月二日、河内公園周辺にチューリップの球根を植え付けました。



当日は、道岡喜好先生の指導のもと、四季の花、花の世話の仕方等を勉強したあと、さっそく実技に入り、手際よく植え付けていました。春には数千本のチューリップの花が咲き皆さんの目を楽しませてくれる事でしょう。大切に育て、みんなが楽しみに春を待ちましよう。

自らを高め、人と人を結ぶ生涯学習

- 自ら学習し生きがいを求める 一人一学習
- 心のふれあいを育成する 一人一活動
- 健康や体力の増進を図る 一人一スポーツ

(伊方町生涯学習推進目標)

毎月第2日曜日は「家庭の日」です

3月のテーマ “努力をたたえ合おう”

- (実践方法)
- 入学、進学、就職を家族そろって祝い明るい希望を持たせよう。
 - 就職する子供と、職場における心がまえについて話し合おう。



一部優勝の奥チーム



二部男子優勝の町中野球Aチーム



三部女子優勝の伊中ソフトチーム



一斉にスタートする一区の選手

チーム成績(新)は区間新記録

部	順位	チーム名	記録	総合順位
一部(オープン)	第17分団		1'07'57"	1
	1	奥	1'08'21"	2
	2	有寿来	1'10'08"	4
	3	湊浦	1'10'18"	5
	4	大浜	1'11'53"	8
	5	川永田	1'13'27"	9
	(オープン)	J A 伊方	1'14'24"	11
	6	中浦	1'15'47"	14
	7	豊之浦	1'16'01"	15
	(オープン)	二見小	1'16'36"	18
	8	畑	1'17'08"	19
9	河内	1'19'19"	20	
10	中之浜	1'21'17"	23	
(オープン)	ザ・ポストマン	1'21'51"	24	
11	仁田之浜	1'24'16"	25	
二部男子	1	町見中野球A	1'09'16"	3
	2	伊方中バスケットA	1'10'26"	6
	3	伊方中野球A	1'10'52"	7
	4	チャレンジャー2	1'13'29"	10
	5	伊方中野球B	1'15'08"	12
	6	伊方中水泳	1'15'45"	13
	7	伊方中バスケットB	1'16'03"	16
	8	町見中野球B	1'16'18"	17
	9	伊方中業道	1'28'02"	29
二部女子	1	伊方中ソフト	1'20'25"	21
	2	伊方中ソフトテニス	1'20'35"	22
	3	伊方中バレー	1'24'29"	26
	4	町見中バレー	1'24'55"	27
	5	町見中卓球	1'27'06"	28
	6	伊方中バスケット道	1'30'14"	30

町内駅伝大会
奥チーム部(一)三年ぶり7度目のV
 二部は町中野球A(男子)
 伊中ソフト(女子)

第二十七回町駅伝大会が、二月十一日、小雪の舞う中、三十チームが参加し、田之浦集会所・伊方中学校間の十八・九四kmで健脚を競った。午前十時、菊池伝治教育委員長の号砲で一斉にスタート、一区の選手達は応援団の声援を受け、元気よく飛び出して行きました。沿道でも寒い中、選手達を応援しようとする皆さんの方々が出ていただき、大会を盛りあげていただきました。

選手の皆さんも、日頃の練習の成果を十分発揮し、新記録も4名出たなど、レベルの高い大会となりました。

各市区間賞

部	区	氏名	チーム名	記録
一部	1区	渡辺繁樹	奥	9'47"
	2区	清家松香	仁田之浜	3'53"
	3区	足利博文	中浦	4'30"
	4区	亀井裕人	中浦	6'58"
	5区	池田義典	川永田	6'33"
	6区	畑中長	川永田	3'41"
	7区	宮脇良元	湊浦	3'10"
	8区	池田誠	奥	6'02"
	9区	石川照夫	湊浦	6'37"
	10区	池田司	奥	11'18"
二部男子	1区	守田守也	伊方中バスケットA	14'10"
	2区	池田雅也	町見中野球A	11'45"
	3区	中川哲豪	伊方中野球A	13'45"
	4区	池田晃晃	町見中野球A	15'41"
	5区	明神有作	伊方中野球A	11'41"
二部女子	1区	門田直子	伊方中ソフト	10'29"
	2区	上田悠加	伊方中ソフト	10'26"
	3区	渡辺絵理	伊方ソフトテニス	8'51"
	4区	阿部美幸	伊方中ソフト	12'08"
	5区	菊池有紗	伊方ソフトテニス	12'59"
	6区	渡辺亜美	伊方ソフトテニス	8'51"
	7区	渡辺美佐	伊方中バレー	13'05"

ご案内
ペットボトル
ロケットを飛ばそう!

主 準 対 場 日
 催 備 象 所 時
 がいな塾 球状のペットボトル2本以上 町内の小学生 (4・5・6年) 伊方町民グラウンド 9年3月8日(土) 9:00~11:30

第三回
全国「かまぼこ板の絵」
展覧会・作品募集

募集締切り
 平成9年4月20日

展覧会
 平成9年7月27~11月24日

応募要項
 公民館に備え付けの封筒で
 展覧会係へ



伊方・町見両会場で
マラソン大会

下は2歳前から
 最高79歳まで563名が参加

新春恒例のマラソン大会が一月二十六日(日)、伊方、町見両会場で盛大に開催されました。

両体育振興協会主催によるこの大会も、伊方十五回、町見十一回を数え、新春の行事として定着してきました。

当日は、伊方地区の60kmコースに66名、40kmコースに70名、29kmコースに58名、町内へ飛び出してきました。

伊方地区では、畑中教育長の号砲で、各コース別にスタート、グラウンドを一周して、15kmコースには、2歳前の子どもも参加し、沿道の応援の方からさかんに声援を受けていました。

記録をめざして走る人、体力づくりに走る人、参加の目的はさまざまですが、自分の体力に合った健康づくりに今後も気をつけ過ごしたいものです。

地域の風物詩

『二見地区ふるさとまつり』
盛大に開催



二月二日(日)、第十三回二見地区ふるさとまつり(主催 町見文化振興協会)が二見公民館二見小学校体育館を主会場で開催されました。当日は、寒さと小雨で人出が心配されましたが、ますますの出で、一安心。バザー会場である二見公民

館では、改善グループによる手作りの味噌汁や日赤奉仕団古屋敷支部と有志によるたこ焼きコーナー、又、漁業婦人部による海産物即売等、いずれも赤字覚悟の大サービスで、好調を売れ行きだったようです。二見小学校体育館では、各種展示と芸能発表が行なわれ、展示コーナーでは作品数は少なかつたようですが、一つ一つに味のある作品が多く並べられていました。このまつりのメインでもある芸能発表では、地元のお話愛好会の皆さんのご協力は勿論、いろんな方面からの出演(教育長さんも熱唱)によって一層の盛り上がりを見せていました。何十年振りに化粧をした人や台詞を忘れて大爆笑を誘う



など、このまつりならではの雰囲気や会場と一体となった時間は、またたく間に過ぎていきました。ささやかなまつりではありますが地域住民が一体となったイベントとして大切にしていければと思います。

愛郷ルネッサンスギャラリー

坪内稔典

今回は、展示の中から正岡子規の研究者で俳人でもある京都教育大学教授の坪内稔典さんを紹介します。

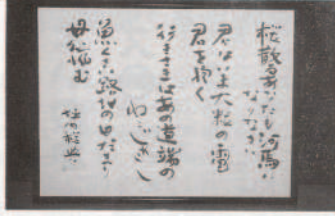
先生は伊方町九町の出身で現在大阪府に在住されています。先生は「これが俳句?」という独特の作品を続々と発表、「坪内稔典句集」も出版



二見のふるさとまつり

展示の中には「三月の甘納豆のうふふふ」と言う小学校の教科書にも掲載された有名な句を坪内先生直筆により、パネルにして展示をしております。又、伊方原力力広報センターが1997年用に作成したカレンダーには先生がふるさと伊方を詠んだ17句も掲載

されておられます。毎日新聞の余録欄で、おもしろい記事を見つめました。正岡子規の研究で有名な先生は、10年ほど前から「子規と食べる1日」を催している。よ。



「わが町」その他多数。現在大阪府箕面市在住

略歴

一九四四年四月二日生
伊方町九町出身
立命館大学大学院修士課程修了
現在京都教育大学教授
著者に「子規随考」「俳句言葉・俳句からの発想」他句集に「朝の岸」「春の家」「わが町」その他多数
現在大阪府箕面市在住

新春俳句大会

今年で9回目を数える町新春俳句大会が今年も三十余名の参加を得て盛大に開催されました。当日は講師に丸山いね先生、中谷段々子先生を招いて選句学習を行い、予め投句のあった投句の中から各人5句の記名選句を実施、得票の高い順より賞が決められました。入選句は次のとおり

- 町長賞 麻痺の子の賀状はみ出す牛の角
- 教育長賞 金婚の大盆に屠蘇なみなみど
- 館長賞 初日、いま百幹の竹射しにけり
- 文化協会会長賞 洗、積む大根に空の青さあり
- 委員長賞 老い母の釘下げ掛けて初暦
- 特選 習ふ子が頭赤らめて注連を詢ふ
- 特選 初日浴ぶ屋根に平和の番鳩

五七五
いかたっ子の
お正月

伊方町教育委員会では、毎年小・中学生及びその家族の方を対象に、五七五いかたっ子のお正月と題して、俳句を募集し、一冊の冊子にまとめています。

5回目を迎えた今年も小学生四四八名、一〇八七句、中学生は二〇九名、三三七句、又、保護者の方から七五名、八九句、合計七四二名、一五三三句が集まりました。町ではさっそく町内の小・中学校及び各事業所へ配布しております。皆さんも一度ご覧下さい。



熱心に選句する会員

俳句クラブ

初詣太鼓打つ手にカカめ
寒の土ぐつと餅さ込むブルドーザー
鳩が来て節分の豆厄拾ふ
寒晴や木瓜紅に棘見せず
波音ひそか寒満月昇りきて
木立より鈴の音流る初大師
臘の香や三々五々てひじき干す
金櫻梅を人の名として憶えおく
なすな粥七草描ひし野の匂ひ
郷道の梅が香さぐり深呼吸
水仙の風あたたかき野をくだる
大寒の鼻緒なじまぬ喪の草履
うす味の嫁の気配り暖かし
びしりの水仙お膝に六地蔵
目高すくひし小川も今は舗装路に
一徹に農守る夫や耳袋
復郁と香る寒梅詩を吟ず
風向きの香煙もろに追儂寺
寒梅や忘れてならじ地震の街
激動の昭和を生きて古稀の春
早春の光となりて晴翔つ
快よき歩き疲れや春浅し
寒椿万蕾こそり明日を待つ

川柳クラブ

どの字ともすぐに仲良くなる和の字
重油流れ暗いニュースの日本海
相手の名思い出せないまま話し
椿さんおたやん給が福を呼ぶ
柚子風呂の柚子がピンクの肌に乗る
一升拵出番ふ福の豆入れ
初詣席起道山の髷姿
切り詰めて貯めては使っ銭せわれし
金婚を子に祝はれて湯の町へ
厄の豆早く来て食べ小鳥達
歩き方までは習はず晴着の娘
孫が来てチャンネル権を奪はれる
「運」付くか正月に踏む犬の糞

- 有徳庵市
- 松田茂司朗
- 山田正明
- 志賀ともえ
- 櫻尾ひさえ
- 古田かずゑ
- 古田しを
- 古田かず子
- 山田やよい
- 川崎やす子
- 山田みえ子
- 岩井ふみえ
- 城岡さかえ
- 二宮あきえ
- 山口あさ子
- 山田なみえ
- 広野なつ子
- 菊池あつ子
- 山内うめ子
- 大沢てる子
- 林そで子
- 川縁ひで子
- 岩見あい子
- 田辺進水
- 上野 達
- 木下一昭
- 菊池芳勝
- 木戸恵津子
- 井上まさこ
- 池田君子
- 桜谷 環
- 菊池真志江
- 稲月しげ子
- 篠川佳津子
- 中野美代子
- 堀谷芳泉

啓発活動の目標⑦

納得させる啓発

どうすればよいのか

同和教育シリーズ ⑧⑧

あの人の話はよくわかるという人の話には、共通している特徴があります。第一に、話の筋道が通っていること、第二に、聞き手の生活体験に即して具体的であることです。さらに、説得力を持つためには、話としてよくわかるというだけでは、不十分です。話の内容が話し手の実践や体験によって裏付けられていること、話し手と聞き手との間に人的な信頼関係があることです。

権運動を實踐している人の話の感想を聞くと、迫力があつてよかった、訴えるものがある、結びつかない現状がありまゝです。「子どもは親の背中を見て育つ」とよく言われますが、教育の本質を指摘した重要な言葉だと思えます。たとえば1+1=2であるということ、思想とは無関係に知識として教えることが可能かも知れません。しかし、その知識をどのように使うかという問題は、教える側の生き方で決まるといえます。親子の関係、

口碑と立ちばなし ④⑨ 竣工記念碑



この竣工記念碑は、亀ヶ池の奥から平石峠に通じる道路と、古屋敷へ通じる農道と交差する三叉路のかたわらに建立されている。

碑石は、南予特有の青石で、正面には竣工記念と、山本長松氏による直筆の書が見られる。

○伊方町道四十二号線
起工、昭和三十八年四月。完工、昭和四十四年四月。

区間、古屋敷至平石峠、二・一五〇米。総工費、一千五百萬。踏板の裏面には、記念碑の寄附者芳名と建設委員の方々の芳名が刻まれている。

○古屋敷地区畑地総合整備事業
起工、昭和五十四年三月。完工、昭和五十四年四月。

農道、二、〇一四米。排水路、八九四米。総工費、二億二千三百万。

裏側には、昭和五十七年竣工とあった。

また、台座には「共存」と伊方町長福田直吉氏の直筆の書も見られる。

記念碑と並んだ踏板には、事業概要が刻まれている。

○古屋敷地区畑地総合整備事業
起工、昭和五十四年三月。完工、昭和五十四年四月。

農道、二、〇一四米。排水路、八九四米。総工費、二億二千三百万。

この竣工記念碑は、一昨年のならしき、2年続きの干ばつ、台風、落葉、春先の低温といろいろ考えられる。

閑古鳥の鳴くミカン園を忘れることのないよう、「見える農業」目指して、さあ、今年も農業にがんばろうや。

図書室だより 最近図書室は 歴史小説ブームです



図書室の棚をみると、三十冊ばかりあります。すばらしい藤沢さんの本を一人でも多くの人に読んで頂きたいので、その一部を紹介することにしました。

○輝しくれ ○秘太刀馬の骨
○浮草の女 ○海鳴り
○表屋町屋下がり などです

次に、新刊図書を紹介いたします。今回は、主婦の方に楽しんで頂きたいと、エッセイとフィクションを条件にして購入しました。おすすめの本書を選んでみることにしました。

※エッセイから
○記憶の断片記 宮尾登美子
○最後の花時計 遠藤 周作
○無常を生きる 瀬戸内寂聴
※フィクションから
○毛利元就 内館 牧子
○あすも快晴 藤堂志津子
○水雨心中 乃南 アサ
なお、このリスト以外にもたくさんあります。1冊でも読んで頂けると嬉しいです。



放水訓練をする消防団員

法通寺で防火訓練 文化財防火デー

さる、1月26日に、伊方町中浦の法通寺において、防火訓練が行われた。

この日は、昭和24年の同日に、奈良県の法隆寺金堂の壁画が焼失したことにより文化財防火デーと定められたものです。

訓練は、午前9時、上田住職の119番通報から始まり、第2分署、町第5分署、第7分署の放水、完全鎮火、点呼と、法通寺の関係者や、文化財保護審議委員等の見守る中で、寒さを感じさせない敏速な動作で、進められた。

この後、第2分署の指導の元、法通寺の総代さん達による、消火器を使った、消火訓練も行われた。

文化財は、日本の、又は、その地域の歴史を示し、当時の人たちの生活や文化を知る大切なものです。

私たちは、この受け継いだ財産を後世に伝え、末永く守って行く必要があります。

<p>3月の行事予定</p> <p>1日・15日・29日 / スイミングスクール水泳コース (スポセン)</p> <p>2日 / 出初式 (伊中)</p> <p>5日 / 子ども議会 (中公)</p> <p>8日 / ペットボトル大会 (町民ク)</p> <p>8日・22日 / スイミングスクール 男性水泳 (スポセン)</p> <p>9日 / 町生涯学習推進大会 (中公)</p> <p>17日 / 中学卒業式</p> <p>21日 / 生活学校町外研修 (松山)</p> <p>25日 / 小学校卒業式</p>	<p>平成8年度 伊方町生涯学習推進大会</p> <p>テーマ 「スポーツ活動を通した 明るい健全な町づくり」</p> <p>日時 平成9年3月9日(日) 13:30~</p> <p>場所 中央公民館大ホール</p> <p>主催 伊方町教育委員会 伊方町生涯学習推進協議会</p>	<p>ご案内</p>
---	---	-------------------

'97. 3月

くらしのカレンダー

■……保 健 ★……衛 生 ○……そ の 他

平成9年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
⑤	7	8	9	10	11	12
⑬	14	15	16	17	18	19
⑳	21	22	23	24	25	26
㉑	28	㉒	30			

月日(曜)	行 事	月日(曜)	行 事
3月 1 (土)		17 (月)	
2 (日)	○町消防団出初式	18 (火)	○心配ごと相談(町見公民館 13:00~17:00)
3 (月)		19 (水)	
4 (火)	■1才6ヶ月児健診(保健センター 13:00~13:30)	20 (木)	春分の日 ★空缶収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区)
5 (水)	■オレンジ会(オレンジハウス 9:30~15:00) ○心配ごと相談(町民会館 13:00~17:00)	21 (金)	■リハビリ教室(デイサービスセンター 13:00~15:00) ★不用火回収日(役場・町見支所で受付) ★空缶収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ○給食サービス(町見公民館 13:00~) ○心配ごと法律相談(町民会館 13:30~16:30)
6 (木)	■家族教室(保健センター 13:00~15:00)	22 (土)	★発泡スチロール収集日(町内全域)
7 (金)		23 (日)	
8 (土)		24 (月)	★空ビン収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区)
9 (日)	■中之浜健康まつり(中之浜集会所 8:00~)	25 (火)	★空ビン収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ○税の徴収(向公民館 9:30~12:00)
10 (月)		26 (水)	○税の徴収(大成老人憩の家 9:30~12:00) ○税の徴収(鳥津集会所 13:00~15:00)
11 (火)	■貧血予防教室(鳥津集会所 9:30~14:00)	27 (木)	○税の徴収(二見公民館 9:30~12:00) ○税の徴収(田之浦集会所 13:00~15:00)
12 (水)	■なかよし広場(保健センター 9:30~11:30)	28 (金)	○給食サービス(町民会館 13:00~) ○税の徴収(豊之浦集会所 9:30~15:00)
13 (木)	■リハビリ訪問(13:00~)	29 (土)	
14 (金)	■リハビリ教室(保健センター 13:00~15:00)	30 (日)	
15 (土)		31 (月)	
16 (日)		4月 1 (火)	

花 粉 症

こんな工夫で花粉を上手にシャットアウトしましょう

●少しでも花粉を防ぎたい。だからといって、一日中家の中でじっとしてばかりもいられません。でも、ちょっとした工夫や心がけ次第で、花粉をシャットアウトすることは可能です。ぜひ実行してみてください。

外出時には 花粉症専用のメガネとマスクを

花粉が飛散する時期には、目と鼻をガードすることが第一。花粉症の人のためのメガネやマスクも市販されているので利用してみてください。入手できない場合は、普通のマスクの内側に濡らしたガーゼを入れると効果的です。メガネはフレームが顔に密着する形のものを、帽子も髪の毛に花粉がつくのを防ぐ意味でおすすです。



室内では

窓を開けっぱなしにしない、洗濯物や布団干しにも注意!



長い時間外にさらしておけば、当然多くの花粉が付着します。この時期は、乾燥機などを利用するのが一番。外に干す場合は、取り込むときにいないに花粉をはたき落としましょう。

帰宅時には

衣服や髪の毛についた花粉をよく落としましょう



外出中に洋服や髪の毛、皮膚などに付着した花粉は、意外にしつこいものです。家の中に入る前に、玄関先で衣服についた花粉をまず落としましょう。その後さらに念のために着替え、うがい、洗顔、シャンプーを行えば安心です。目のかゆみが気になる場合は、流水で目を洗うのも効果的。とにかく花粉を衣服や体などにつけたままにしないようにしましょう。